

# 訓子府町地域防災計画

## 別冊資料編

訓 子 府 町

# 目 次

## 【各章共通】

- ・ 訓子府町防災会議条例等 . . . 1
- ・ 災害応援協定一覧 . . . 4

## 【第3章関係】

- ・ 災害対策本部の組織図 . . . 6
- ・ 平常執行時、休日又は退庁後の伝達方法 . . . 7

## 【第4章関係】

- ・ 現有人員と消防自動車等・消防水利 . . . 8
- ・ 重要水防箇所 . . . 9
- ・ 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設 . . . 10
- ・ 指定緊急避難場所・指定避難所一覧 . . . 11
- ・ 除雪機械の数量・降雪状況 . . . 12
- ・ 地すべり・がけ崩れ等危険区域 . . . 12
- ・ 崩壊土砂流出危険地区 . . . 13
- ・ 山腹崩壊危険地区 . . . 15
- ・ 地すべり危険地区 . . . 16
- ・ 土砂災害危険箇所 . . . 16
- ・ 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設 . . . 20

## 【第5章関係】

- ・ 災害情報等報告取扱要領 . . . 21
- ・ 平常執行時、休日又は退庁後の伝達方法 . . . 7
- ・ 指定緊急避難場所・指定避難所一覧 . . . 11
- ・ 自衛隊派遣要請等様式 . . . 32
- ・ 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票 . . . 34
- ・ 緊急通行車両確認証明書 . . . 35
- ・ 世帯構成員別被害状況等様式 . . . 36
- ・ 災害派遣手当の額の基準 . . . 40

## 【第8章関係】

- ・ 指定防火対象物 . . . 41

## 【第9章関係】

- ・ 北海道災害義援金募集委員会会則等 . . . 42

# 【各章共通】

○訓子府町防災会議条例

昭和37年10月26日条例第24号

改正

昭和55年6月11日条例第15号  
平成7年12月22日条例第16号  
平成12年3月21日条例第10号  
平成25年3月16日条例第12号  
令和3年3月16日条例第8号

訓子府町防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、訓子府町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 訓子府町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて、訓子府町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画を調査審議すること。
- (4) 前各号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は町長をもつて充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 陸上自衛隊美幌駐屯部隊の自衛官のうちから町長が任命する者
  - (3) 北海道知事の部内職員のうちから町長が任命する者
  - (4) 北海道警察官のうちから町長が任命する者
  - (5) 町長が部内の職員のうちから指名する者
  - (6) 教育長
  - (7) 北見地区消防組合訓子府消防団長
  - (8) 北見地区消防組合消防署訓子府支署長
  - (9) 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、20人以内とする。
- 7 第5項第9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、道の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその

# 【各章共通】

職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和37年11月1日から施行する。

附 則 (昭和55年6月11日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年12月22日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月21日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月16日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月16日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 【各章共通】

○訓子府町災害対策本部条例

昭和37年10月25日条例第25号

改正

平成25年3月16日条例第13号

訓子府町災害対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、訓子府町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和37年11月1日から施行する。

附 則（平成25年3月16日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

# 【各章共通】

## 災害応援協定一覧

市町村名 訓子府町

R5.4.1現在

	協定等の当事者		協定等	
	行政	業界・団体等	名称	締結日
1	1市4町 (現1市2町 訓子府町長含む)	北見医師会長	北見地区災害救急医療対策に関する協定	S57.7.15
2	訓子府町長	訓子府郵便局	災害発生時における訓子府町と訓子府郵便局の協力に関する協定	H26.6.1
3	道東11市町 (訓子府町長含む)	日本水道協会北海道 地方支部	日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会災害時相互 応援に関する協定	H21.7.31
4	訓子府町長	生活協同組合コープ さっぽろ(旧どうとう)	災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定書	H18. 3. 28 (H26. 6. 20 継続承認書)
5	北海道市長会 北海道町村会	北海道	災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する 協定	H27.3.31
6	訓子府町長	訓子府建設業協会	災害時における応急対策業務に関する協定書	H20.3.27
7	訓子府町長	サントリーフーズ(株)北海 道支社	災害時における飲料の提供等に関する協定書	H21.7.21
8	訓子府町長	北海道コカ・コーラボリ ング(株)	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書	H21.7.16
9	訓子府町長	北海道開発局	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	H22.5.31
10	訓子府町長	北海道エルピーガス災 害対策協議会	災害等の発生時における訓子府町と北海道エルピーガス災害 対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	H22.8.30
11	訓子府町長	(財)北海道電気保安協 会	災害時協力協定書	H22.9.22
12	オホーツク町村会 〔15町村〕 (訓子府町長含む)	社団法人 北見歯科 医師会	災害時における歯科医療救護活動に関する協定書	H25.2.7
13	訓子府町長	①北見地方石油業協 同組合 ②北見地方石油業協 同組合訓子府支部	災害時等における石油類燃料の供給等に関する協定書	H25.4.1
14	訓子府町長	全国小さくても輝く自治 体フォーラム	災害応急対策活動の相互応援に関する協定書	H25.5.13批准
15	オホーツク管内10 市町 (訓子府町長含む)	陸上自衛隊美幌駐屯 地	大規模災害時等における派遣隊員の留守家族支援に関する 協定書	H25.7.15

# 【各章共通】

## 災害応援協定一覧

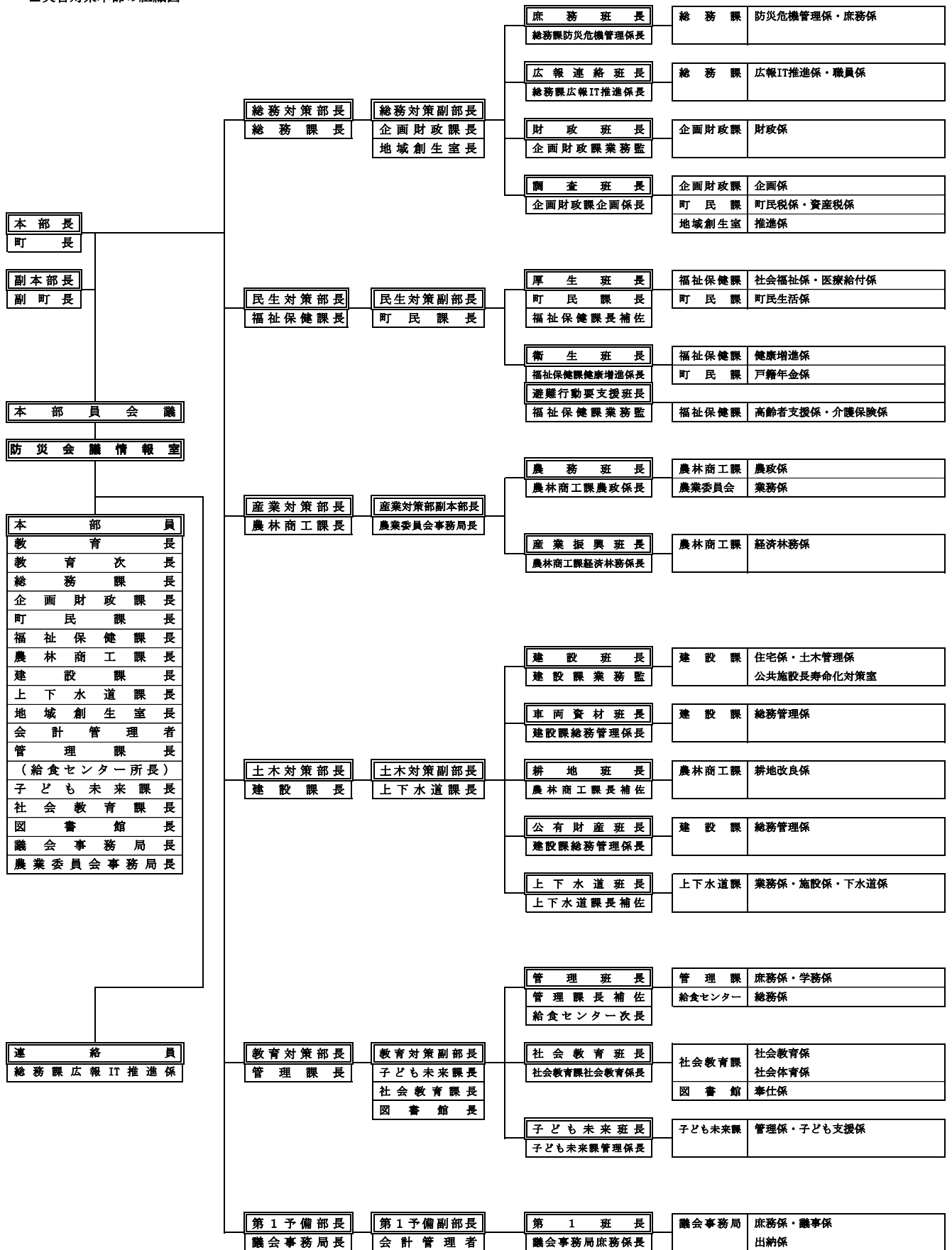
市町村名 訓子府町

R5.4.1現在

	協定等の当事者		協 定 等	
	行 政	業界・団体等	名 称	締結日
16	訓子府町長	高知県津野町長	姉妹町災害時等相互応援に関する協定	H25.10.22
17	北海道町村会長 (訓子府町長含む)	北海道財務局	災害時の応援に関する協定	H26.3.28
18	訓子府町長	北海道キリンビバレッジ (株)	災害時における自販機内在庫商品提供に関する協定	H28.7.1
19	訓子府町長	(株)セブン-イレブン・ジャ パン	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	H29.6.7
20	訓子府町長	一般社団法人北見地 区トラック協会	緊急時における輸送業務に関する協定	H29.7.18
21	訓子府町長	北雄ラッキー(株)	災害時における応急生活物資等の供給協力に関する協定	H31.1.21
22	訓子府町長	明治安田生命保険相 互会社	災害時における応急生活物資等の供給等に関する協定	R2.11.5
23	訓子府町長	北海道電力(株) 北海道電力ネットワー ク(株)	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	R3.3.8
24	訓子府町長	ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関する協定	R4.3.2
25	訓子府町長	訓子府土地改良区	災害時の応急対策業務に関する協定書	R4.7.6

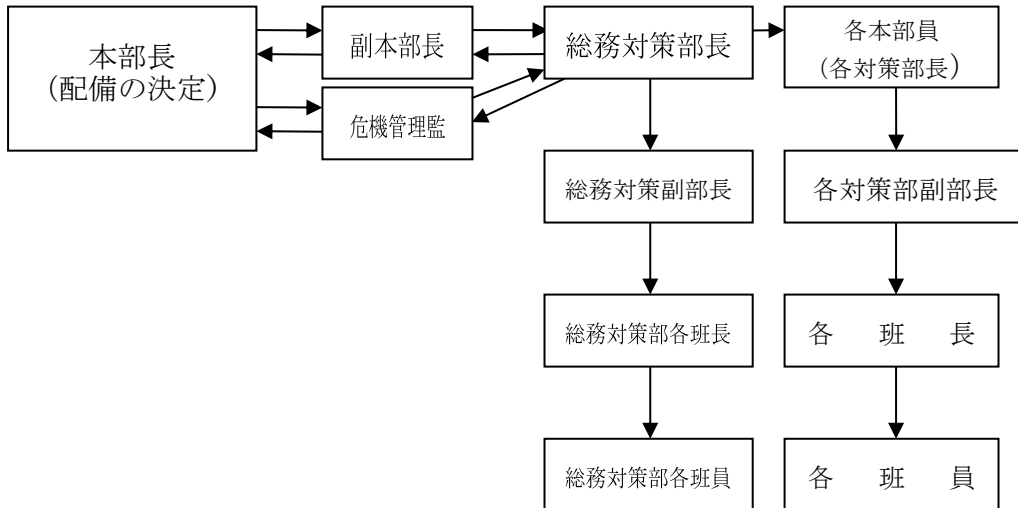
# 【第3章関係】

■災害対策本部の組織図

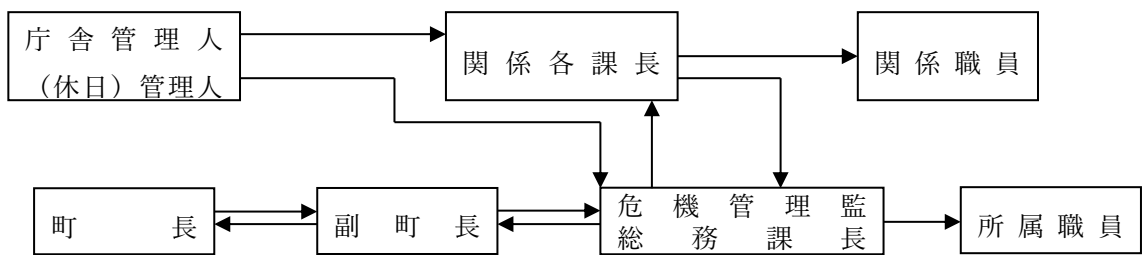


# 【第3章・第5章関係】

## ■ 平時執行時の伝達方法



## ■ 休日又は退庁後の伝達方法



# 【第4章関係】

## ■現有人員と消防自動車等

(令和5年4月1日)

区分	職員・ 団員定数	消 防 自 動 車 等															
		自 動 車	防 火 ポン プ	水 槽 付 消 防 ポン プ	消 防 ポン プ	ポ ン プ	小 型 動 力 ポ ン プ	水 槽 車	ポ ン プ 付 小 型 動 力	救 急 車	指 揮 車	広 報 車	輸 送 車	人 員	機 材 車	消 防 車	ミ ニ
消防支署	17	1					1		1	1							
消防団	105	2			3		1				1	1	1	1	1	1	1
計	122	3			3		2		1	1	1	1	1	1	1	1	1

## ■消防水利

(令和5年4月1日)

	防火水槽		消火栓		防火井戸		河川	池沼
	公設	私設	公設	私設	公設	私設		
(訓)市街地区	44		10		1			
日出地域	4		1					
農試地域	1							
その他の地域	1		4					
計	50	0	15	0	1	0	0	0

## 【第4章関係】

### ■重要水防箇所

危険区域								
市町村名	地区名	水系名	河川名		流心距離 (km)	危険区域延長 (m)		災害の 要因
訓子府町	西富地区	常呂川	1級	常呂川	71.2	左岸	3,200	溢水
〃	市街 地区 西富	〃	〃	〃	68	〃	1,500	〃
〃	穂波地区	〃	〃	〃	65.2	〃	400	〃
〃	日出地区	〃	〃	〃	63.6	〃	900	〃
〃	〃	〃	〃	〃	63.6	右岸	800	〃
〃	実郷地区	〃	〃	〃	65.2	〃	300	〃
〃	〃	〃	〃	〃	67	〃	700	堤内排水の溢水
〃	未広 地区 実郷	〃	〃	〃	68	〃	400	溢水
〃	清住地区	〃	〃	〃	68.4	〃	1,200	〃
〃	〃	〃	〃	〃	71.2	〃	3,900	〃
〃	西富地区	〃	普通	紅葉川	0.9	両岸	900	〃
〃	日出地区	〃	〃	山林川	0.8	〃	600	〃
〃	大谷地区	〃	1級	オムシ川	2	〃	2,100	〃
〃	実郷 地区 緑丘	〃	〃	シルコマベツ川	0.4	〃	3,900	〃
〃	開盛地区	〃	〃	ホソケナイ川	1.8	〃	2,600	〃
〃	常盤地区	〃	〃	ケナイ川	4.1	〃	2,150	〃
〃	駒里地区	〃	普通	熊の川	0.3	〃	300	〃
〃	弥生地区	〃	1級	訓子府川	13.5	右岸	400	〃
〃	福野地区	〃	〃	〃	11.5	左岸	200	〃
〃	〃	〃	〃	〃	8	右岸	200	〃

## 【第4章関係】

### ■浸水想定区域内にある要配慮者利用施設

施設名	所在地
訓子府小学校	訓子府町仲町 6 5 番地
訓子府中学校	訓子府町東町 4 1 0 番地
居武士小学校	訓子府町大谷 5 番地 2
訓子府町認定こども園	訓子府町旭町 7 5 番地
訓子府町子育て支援センター	訓子府町旭町 7 1 番地
訓子府町児童センター	訓子府町栄町 1 4 7 番地
訓子府クリニック	訓子府町東町 3 8 3 番地
特別養護老人ホーム くんねっぶ静寿園	訓子府町穂波 6 9 番地 5 7
ケアハウスほなみ	訓子府町穂波 6 9 番地 1 1 1
グループホームはるる	訓子府町字穂波 6 7 番地 3 3
グループホームもりの風	訓子府町若葉町 7 5 番地 1
NPO法人きらきら本舗	訓子府町旭町 1 1 4 番地

## 【第4章・第5章関係】

■指定緊急避難場所・指定避難所一覧  
指定緊急避難場所

No.	施設・場所名	住所	管理担当連絡先	対象とする異常な現象の種類								指定避難所の重複	想定収容人数
				洪水	崖崩れ、土流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水はん濫	火山現象		
1	中央公園	訓子府町仲町61番地1	0157-47-2118	○	○		○			○	○		500人
2	認定こども園グラウンド	訓子府町旭町75番地	0157-47-2367	○	○		○			○	○		500人
3	訓子府小学校グラウンド	訓子府町仲町64番地1	0157-47-2011		○		○			○			2,000人
4	訓子府中学校グラウンド	訓子府町東町411番地	0157-47-2185		○		○			○			2,000人
5	公民館駐車場	訓子府町東町400番地	0157-47-2121	○	○		○			○	○		500人
6	スポーツセンター駐車場	訓子府町東町400番地	0157-47-2195	○	○		○			○	○		500人
7	農村公園	訓子府町東幸町1番地、2番地 訓子府町西幸町15番地	0157-47-2118	○	○		○			○	○		500人
8	訓子府高等学校グラウンド	訓子府町東幸町151番地	0157-47-2576	○	○		○			○	○		2,000人
9	末広地域集会所広場	訓子府町末広町149番地	0157-47-2203	○	○		○			○	○		300人
10	居武士小学校グラウンド	訓子府町字大谷5番地2	0157-47-3160	○	○		○			○	○		1,000人
11	日ノ出地区ふれあいセンター広場	訓子府町字日出28番地83	0157-47-2203	○	○		○			○	○		500人
12	児童センターグラウンド	訓子府町栄町147番地	0157-57-1663	○	○		○			○	○		200人
13	仲町公共駐車場	訓子府町仲町50番地、51番地	0157-57-2116	○	○		○			○	○		1500人

指定避難所

No.	施設・場所名	住所	管理担当連絡先	対象とする異常な現象の種類								指定避難所の重複	福祉避難所	想定収容人数 (3.3㎡あたり1人)
				洪水	崖崩れ、土流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水はん濫	火山現象			
1	鉄北地域集会所	訓子府町東幸町38番地	0157-47-2203	○	○					○	○			70人
2	訓子府高等学校	訓子府町東幸町157番地	0157-47-2576	○	○		○			○	○			1,000人
3	訓子府町総合福祉センター	訓子府町東町398番地	0157-47-5555	○	○		○			○	○	○		110人
4	訓子府町公民館	訓子府町東町400番地	0157-47-2121	○	○		○			○	○			500人
5	訓子府町スポーツセンター	訓子府町東町400番地	0157-47-2195	○	○		○			○	○			1,500人
6	訓子府中学校	訓子府町東町410番地	0157-47-2185		○		○			○				1,000人
7	訓子府町認定こども園	訓子府町旭町75番地	0157-47-2367	○	○		○			○	○			200人
8	訓子府町子育て支援センター	訓子府町旭町71番地	0157-47-2367	○	○		○			○	○			80人
9	西地域集会所(勤労者福祉会館)	訓子府町大町167番地1	0157-47-2116	○	○		○			○	○			30人
10	農業交流センター	訓子府町元町92番地	0157-47-2116	○	○		○			○	○			200人
11	訓子府小学校	訓子府町仲町65番地1	0157-47-2011	○	○		○			○	○			1,000人
12	長寿会館	訓子府町仲町55番地	0157-47-2203	○	○		○			○	○			30人
13	訓子府町児童センター	訓子府町栄町147番地	0157-47-2367	○	○		○			○	○			80人
14	末広地域集会所	訓子府町末広町149番地	0157-47-2203	○	○		○			○	○			70人
15	日ノ出地区ふれあいセンター	訓子府町字日出28番地83	0157-47-2203	○	○		○			○	○			100人
16	穂波会館	訓子府町字穂波293番地3	実践会長		○		○							50人
17	柏丘公館	訓子府町字柏丘57番地2	実践会長	○	○		○			○	○			50人
18	居武士小学校	訓子府町字大谷5番地2	0157-47-3160	○	○		○			○	○			350人
19	実郷会館	訓子府町字実郷76番地8	実践会長	○	○		○			○	○			30人
20	緑丘生活館	訓子府町字緑丘87番地2	実践会長	○	○					○	○			50人
21	協成公民館	訓子府町字協成78番地1	実践会長	○	○					○	○			30人
22	開盛公民館	訓子府町字開盛52番地	実践会長	○	○					○	○			20人
23	常盤公民館	訓子府町字常盤14番地6	実践会長	○	○		○			○	○			30人
24	豊坂公民館	訓子府町字豊坂102番地1	実践会長	○	○					○	○			50人
25	清住会館	訓子府町字清住326番地2	実践会長	○	○		○			○	○			50人
26	西富会館	訓子府町字西富375番地2	実践会長	○	○		○			○	○			30人
27	北栄集会所	訓子府町字駒里69番地1	実践会長	○	○		○			○	○			70人
28	駒里公民館	訓子府町字駒里34番地6	実践会長	○	○					○	○			20人
29	弥生公民館	訓子府町字弥生166番地7	実践会長	○	○		○			○	○			30人
30	福野地域集会所	訓子府町字福野234番地	実践会長		○		○							50人
31	高園公館	訓子府町字高園194番地5	実践会長	○	○		○			○	○			30人

# 【第4章関係】

## ■除雪機械の数量

(令和5年4月1日)

種 別	数 量 ( 台 )		種 別	数 量 ( 台 )	
	町 有	委 託		町 有	委 託
ショベルローダー	2台	7台	ロータリー除雪車	2台	
グレーダー	1台		小計	8台	8台
ダンプトラック	3台	1台	合計		16台

## ■除雪状況 (令和5年4月1日)

町道延長 256.3km 除雪延長 198.0km

歩道延長 34.1km 除雪延長 18.7km

## ■地すべり・がけ崩れ等危険区域

危険区域の現況				予想される被害			
区域名	場 所	災害の要因	危険区域面積	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他
駒里	町有林	がけ崩れ	0.6			町道	
弥生	道有林	〃	0.8			町道	
弥生	52-15	〃	0.2			町道	
西富	218-1	〃	0.4				小河川
清住	204-1	〃	1.8				用水路
開盛	266-3	〃	0.1			町道	
緑丘	23-2	〃	1.3				農地
緑丘	89-2	〃	4.2			農道	農地
大谷	ポンオロ ムシ沢	〃	10.0			道道	
大谷	オロムシ 沢	〃	10.0			道道	
緑丘	シルコマ ナイ沢	〃	5.0			林道	
開盛	37の沢	〃	1.0			道道	
開盛	33の沢	〃	1.0			道道	
	30の沢	地すべり	5.0			道道	
穂波		〃	0.2				用水路
高園		〃	0.3	1			用水路

# 【第4章関係】

## ■崩壊土砂流出危険地区

図面 番号	危険区域の現況				予想される被害			
	区域名	場 所	災害の要因	危険区 域面積 (ha)	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他
崩 001	大谷	102-1	土砂流出	6.1	5		町道	
崩 002	大谷	125-1	〃	4.1	3		道道	
崩 003	駒里	296-9	〃	5.5	1		町道	
崩 004	駒里	296-9	〃	5.5	1		町道	
崩 005	西富	235-4	〃	4.3			町道	
崩 006	駒里	303-4	〃	7.9			町道	
崩 007	駒里	243-1	〃	9.9			町道	
崩 008	駒里	211-3	〃	5.9			町道	
崩 009	北栄	5-5	〃	31.0			町道	
崩 010	豊坂	273-5	〃	3.9			町道	
崩 011	豊坂	56	〃	11.0			町道	
崩 012	清住	144	〃	5.4			町道	
崩 014	福野	303-4	〃	5.1			道道	
崩 017	常盤	9-3	〃	5.5			町道	
崩 018	常盤	20-17	〃	5.4			町道	
崩 019	常盤	23-59	〃	11.0			町道	
崩 020	緑丘	312-1	〃	3.1			町道	
崩 021	緑丘	322	〃	3.1			町道	
崩 022	緑丘	326-1	〃	3.1			町道	
崩 023	緑丘	343-2	〃	3.7			町道	
崩 024	緑丘	347-1	〃	4.4			町道	
崩 025	協成	352-2	〃	7.3			町道	
崩 026	協成	354-4	〃	10.1			町道	
崩 027	大谷	182-1	〃	4.4			町道	
崩 028	大谷	224-3	〃	5.7			道道	
崩 029	大谷	239	〃	3.9			道道	
崩 030	大谷	258-5	〃	9.6			町道	
崩 031	西富	280	〃	4.8			町道	
崩 032	豊坂	274-1	〃	7.8			町道	
崩 033	開盛	165-1	〃	6.5			町道	
崩 034	大谷	43-2	〃	11.5			町道	

## 【第 4 章 関係】

崩 035	道有林	道有林	〃	3.2			道道	
崩 036	道有林	道有林	〃	6.6			林道	
崩 037	道有林	道有林	〃	4.9			林道	
崩 038	道有林	道有林	〃	25.8			林道	
崩 039	道有林	道有林	〃	11.7			林道	
崩 040	道有林	道有林	〃	19.2			林道	
崩 041	道有林	道有林	〃	30.2			町道	
崩 042	道有林	道有林	〃	2.0			道道	
崩 043	道有林	道有林	〃	38.8			道道	
崩 044	道有林	道有林	〃	20.0			道道	
崩 045	道有林	道有林	〃	22.2			道道	
崩 046	道有林	道有林	〃	17.5			道道	
崩 047	道有林	道有林	〃	21.5			道道	
崩 048	協成	225-3	〃	6.2			町道	
崩 049	協成	130-1	〃	6.8			町道	
崩 050	道有林	道有林	〃	31.2			林道	
崩 051	実郷		〃				水道管	
崩 052	実郷		〃					
崩 053	豊坂		〃					
崩 054	開盛		〃				水源地	

# 【第4章関係】

## ■山腹崩壊危険地区

図面 番号	危険区域の現況				予想される被害			
	区域名	場 所	災害の要因	危険区 域面積 (ha)	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他
山 001	西富	240	山腹崩壊	5.8			町道	
山 002	弥生	80-1	〃	5.6			町道	
山 003	西富	184-3	〃	7.3			町道	
山 004	緑丘	90	〃	3.4			町道	
山 005	高園	11	〃	2.1			町道	
山 006	高園	3-1	〃	2.0			町道	
山 007	西富	28	〃	5.4			町道	
山 008	道有林	道有林	〃	1.5			道道	
山 009	道有林	道有林	〃	1.5			道道	
山 010	弥生	54-8	〃	5.2			町道	
山 011	弥生	54-4	〃	4.4			町道	
山 012	駒里	54-3	〃	4.0			町道	
山 013	道有林	道有林	〃	3.1			道道	
山 014	道有林	道有林	〃	3.3			道道	
山 015	道有林	道有林	〃	3.3			道道	
山 016	道有林	道有林	〃	8.6			道道	
山 017	道有林	道有林	〃	5.8			道道	
山 018	道有林	道有林	〃	5.8			道道	
山 019	道有林	道有林	〃	4.0			道道	
山 020	道有林	道有林	〃	2.5			道道	
山 021	道有林	道有林	〃	3.0			道道	
山 022	道有林	道有林	〃	6.1			道道	
山 023	道有林	道有林	〃	6.8			道道	
山 024	道有林	道有林	〃	7.0			道道	
山 025	高園	21-2	〃	1.7			町道	

# 【第4章関係】

## ■地すべり危険地区

図面 番号	危険区域の現況				予想される被害			
	区域名	場 所	災害の要因	危険区 域面積 (ha)	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他
地 001	道有林	道有林	地すべり	7.6			町道	

## ■土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）

図面 番号	危険区域の現況				予想される被害			
	区域名	箇所名	災害の要因	危険区 域面積 (ha)	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他
急 001	高園	訓子府高園	急傾斜地崩壊	0.2		1	町道	
急 002	穂波	訓子府穂波	〃	0.4	3		町道	
急 003	西富	訓子府西富	〃	0.4	1			

※上記危険箇所は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として北海道が下表のとおり指定

図面番号	所在地	区域番号	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
急 001	高園、東幸町	I-7-87-2581	令和3年3月9日	○	○
急 002	穂波、東幸町	II-7-109-1956	令和3年3月9日	○	○
急 003	西富、北栄	II-7-110-1957	令和3年3月9日	○	○

# 【第4章関係】

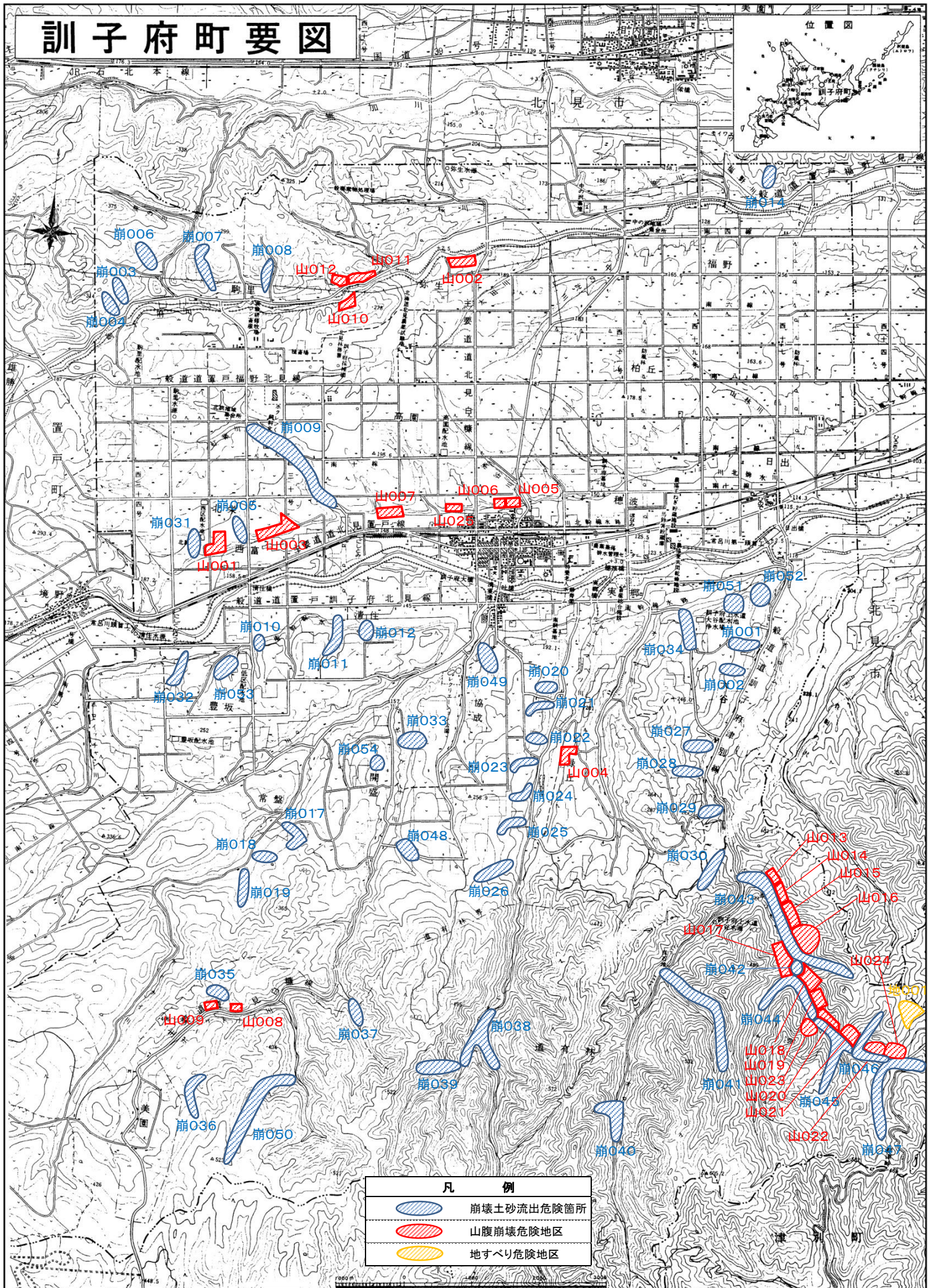
## ■土砂災害危険箇所（土石流危険渓流）


図面 番号	危険区域の現況				予想される被害			
	区域名	箇所名	災害の要因	危険区 域面積 (ha)	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他
土 001	大谷	鉦山の沢	土石流	0.4			町道	
土 002	大谷	沢道の沢	〃	0.9	1		道道 町道	
土 003	大谷	大谷の沢	〃	2.6	2		〃	
土 004	緑丘	緑丘沢	〃	3.2	1		町道	
土 005	開盛	ポンケトナ イ2の沢	〃	3.1			道道 町道	
土 006	清住	豊坂の沢	〃	1.7			町道	
土 007	駒里	熊の川左1 の沢	〃	2.3	1		町道	
土 008	駒里	駒里の沢	〃	1.8	1		町道	
土 009	駒里	牧場向かい の沢	〃	1.9	1		町道	
土 010	福野	藻岩2の沢	〃	1.6	2		道道 町道	

※上記危険箇所のうち、下表の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として北海道が指定

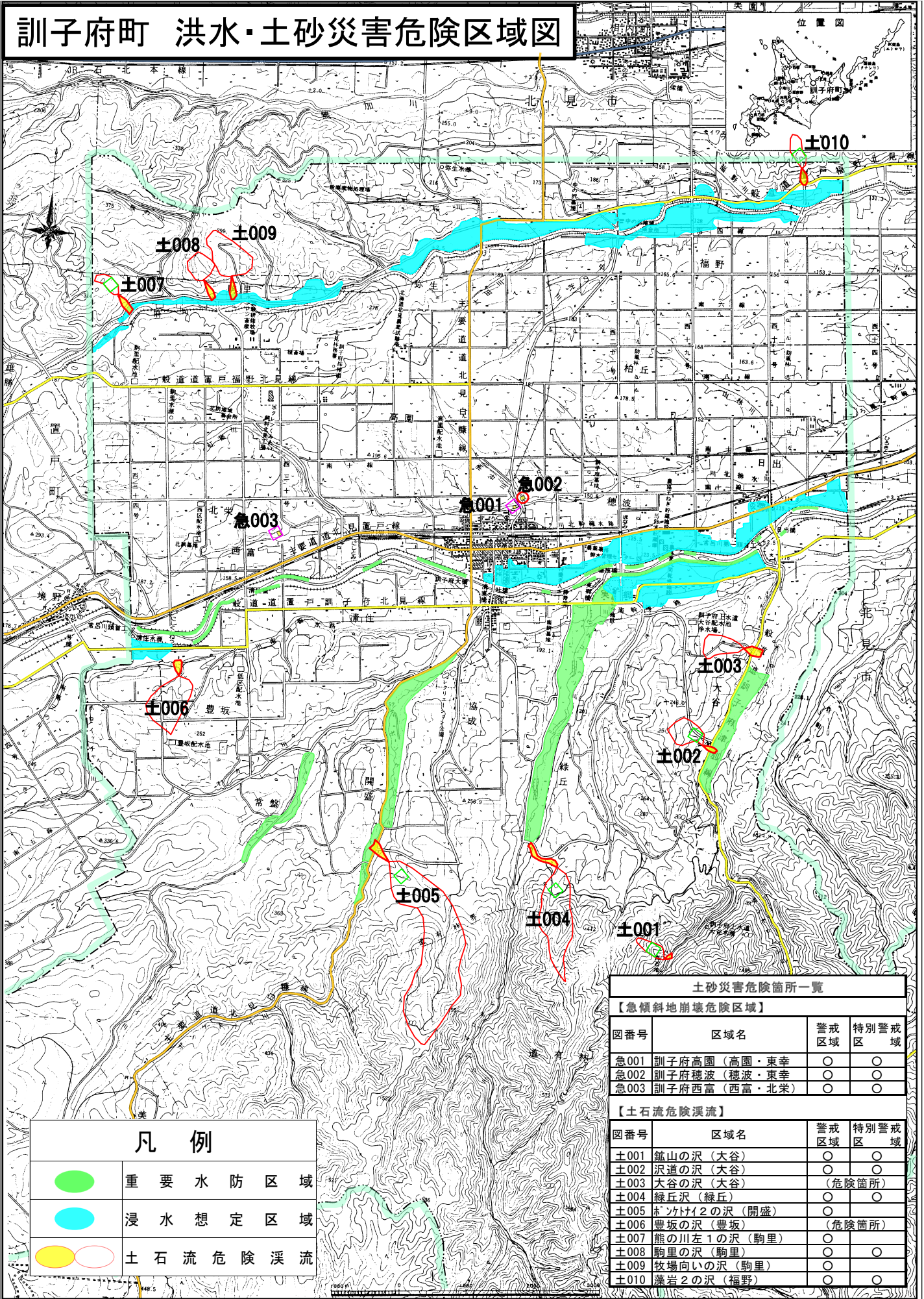
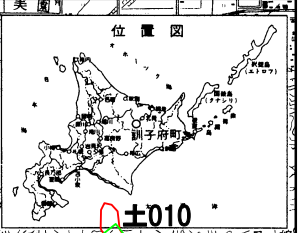
図面番号	所在地	区域番号	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
土 001	大谷	Ⅱ-72-0400	令和3年3月9日	○	○
土 002	大谷	Ⅱ-72-0410	令和3年3月9日	○	○
土 004	緑丘	Ⅱ-72-0430	令和3年3月9日	○	○
土 005	開盛	Ⅱ-72-0450	令和3年3月9日	○	
土 007	駒里	Ⅱ-72-0760	令和3年3月9日	○	
土 008	駒里	Ⅱ-72-0770	令和3年3月9日	○	○
土 009	駒里	Ⅱ-72-0780	令和3年3月9日	○	
土 010	福野	Ⅱ-72-0790	令和3年3月9日	○	○

# 訓子府町要図



凡 例	
	崩壊土砂流出危険箇所
	山腹崩壊危険地区
	地すべり危険地区

# 訓子府町 洪水・土砂災害危険区域図



	重要水防区域
	浸水想定区域
	土石流危険溪流

【急傾斜地崩壊危険区域】			
図番号	区域名	警戒区域	特別警戒区域
急001	訓子府高園（高園・東幸）	○	○
急002	訓子府穂波（穂波・東幸）	○	○
急003	訓子府西富（西富・北栄）	○	○
【土石流危険溪流】			
図番号	区域名	警戒区域	特別警戒区域
土001	鉢山の沢（大谷）	○	○
土002	沢道の沢（大谷）	○	○
土003	大谷の沢（大谷）	○	○
土004	緑丘沢（緑丘）	○	○
土005	ボツケ12の沢（開盛）	○	○
土006	豊坂の沢（豊坂）	○	○
土007	熊の川左1の沢（駒里）	○	○
土008	駒里の沢（駒里）	○	○
土009	牧場向いの沢（駒里）	○	○
土010	藻岩2の沢（福野）	○	○

## 【第4章関係】

### ■土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設

施設名	所在地
訓子府高等学校	訓子府町東幸町157番地

# 【第5章関係】

## 災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

### 1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

### 2 報告の種類及び内容

#### (1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

#### (2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。

ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

##### ア 速報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

##### イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

##### ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

#### (3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

### 3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表2の写を添付するものとする。

# 【第5章関係】

## 4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

別表1

災 害 情 報			
報 告 日 時	月 日 時 現在	発 受 信 日 時	月 日 時 分
発 信 機 関		受 信 機 関	
発 信 者 ( 職 ・ 氏 名 )		受 信 者 ( 職 ・ 氏 名 )	
発 生 場 所			
発 生 日 時	月 日 時 分	災 害 の 原 因	
気 象 等 の 状 況	雨 量 河 川 水 位 風 速 そ の 他		
交 通 ・ 通 信 ・ 水 道 等 の 状 況	道 路 鉄 道 電 話 水 道 ( 飲 料 水 ) 電 気 そ の 他		
応 急 措 置 の 状 況	(1) 災 害 対 策 本部等の設置	(名 称) (設置日時) 月 日 時	分 設置
	(2) 災 害 救 助 法 の適用状況	( 地 区 名 ) ( 被 害 棟 数 ) ( り 災 世 帯 ) ( り 災 人 員 )	( 救 助 実 施 内 容 )

# 【第5章関係】

応 急 措 置 の 状 況	(3) 避難の状況	(地区名) (避難場所) (人員) (時期)											
	(4) 自衛隊派遣 要請の状況												
	(5) その他 措置の状況												
	(6) 応急対策 出動人員	<table border="0"> <tr> <td>(ア)出動人員</td> <td>(イ) 主な活動状況</td> </tr> <tr> <td>市町村職員</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>消防職員</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>消防団員</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>その他(住民等)</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>名</td> </tr> </table>	(ア)出動人員	(イ) 主な活動状況	市町村職員	名	消防職員	名	消防団員	名	その他(住民等)	名	計
(ア)出動人員	(イ) 主な活動状況												
市町村職員	名												
消防職員	名												
消防団員	名												
その他(住民等)	名												
計	名												
その他	(今後の見通し等)												

# 【第5章関係】

別表2

被害の状況報告(速報 中間 最終) 月 日 時現在

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因					
災害発生場所									
発信	機関名		訓子府町		受信				
	職・氏名		職・氏名						
	発信日時		受信日時			月 日 時 分			
項目		件数	被害金額(千円)		項目	件数	被害金額(千円)		
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		⑤ 土木被害	河川	箇所		
	うち災害関連死者	人				海岸	箇所		
	行方不明	人				砂防施設	箇所		
	重傷	人				地すべり	箇所		
	軽傷	人				急傾斜地	箇所		
	計	人				道路	箇所		
② 住家被害	全壊	棟数	棟	市町村工事		橋梁	箇所		
		世帯数	世帯			小計	箇所		
		人員	人				河川	箇所	
	半壊	棟数	棟	道路			箇所		
		世帯数	世帯	橋梁	箇所				
		人員	人	小計	箇所				
	一部破損	棟数	棟	港湾	箇所				
		世帯数	世帯	漁港	箇所				
		人員	人	下水道	箇所				
	床上浸水	棟数	棟	公園	箇所				
		世帯数	世帯	崖くずれ	箇所				
		人員	人	計	箇所				
	床下浸水	棟数	棟	⑥ 水産	漁船	沈没流出	隻		
		世帯数	世帯						
		人員	人						

# 【第5章関係】

③ 非住家被害	計		棟		被害	破 損	隻				
			世帯			計	隻				
			人			漁港施設	箇所				
	全壊	公共建物	棟			共同利用施設	箇所				
		その他	棟			その他施設	箇所				
	半壊	公共建物	棟			漁具(網)	件				
その他		棟		水産製品	件						
計		棟		その他	件						
		棟		計							
④ 農業被害	農地	田	流失	ha		⑦ 林業被害	町有林	林地	箇所		
			侵冠水	ha				治山施設	箇所		
		畑	流失	ha				林道	箇所		
			侵冠水	ha				林産物	箇所		
	農作物	田	ha		その他			箇所			
		畑	ha		小計			箇所			
	農業用施設		箇所		民有林		林地	箇所			
	共同利用施設		箇所				治山施設	箇所			
	営農施設		箇所				林道	箇所			
	畜産施設		箇所				林産物	箇所			
	その他		箇所				その他	箇所			
	計		箇所				小計	箇所			
			箇所		計		箇所				

項 目		件 数	被害金額 (千円)	項 目		件 数	被害金額 (千円)		
⑧ 衛生施設	水道	箇所		⑪ 社会教育施設被害					
	病院	公立	箇所			⑫ 社会福祉施設被害	公立	箇所	
		個人	箇所				法人	箇所	
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		計		箇所		
	し尿処理	箇所		⑬ その他					
					鉄道不通	箇所			

# 【第5章関係】

	火葬場	箇所				鉄道施設	箇所		
	計	箇所				被害船舶	隻		
⑨ 商工被害	商業	件				空港	箇所		
	工業	件				水道	戸		
	その他	件				電話	回線		
	計	件				電気	戸		
⑩ 公立文教施設被害	小学校	箇所				ガス	戸		
	中学校	箇所				ブロック塀等	箇所		
	高校	箇所				都市施設	箇所		
	その他文教施設	箇所				計			
	計	箇所				被害総額			
公共施設被害市町村数	団体				火災発生	建物	件		
罹災世帯数	世帯					危険物	件		
罹災者数	人					その他	件		
消防職員出動延人数	人				消防団員出動延人数	人			
<p>補足資料（※別葉で報告）</p> <p>○災害発生場所</p> <p>○災害発生年月日</p> <p>○災害の種類概況</p> <p>○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）⇒個人情報につき取り扱い注意</p> <p>○応急対策の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難の勧告・指示の状況</li> <li>・ 避難所の設置状況</li> <li>・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・ 消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況</li> <li>・ 自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>・ 災害ボランティアの活動状況ほか</li> </ul> <p>○災害対策本部の設置状況（市町村名、名称、設置日時、廃止日時）</p> <p>○災害救助法適用の有無</p>									

# 【第5章関係】

別表3

## 被害状況判定基準

被害区分		判断基準
① 人	死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認した者。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする (2) A町の者が隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う（行方不明、重傷、軽傷についても同じ） (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること
	災害関連死	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者。 (1) 死者の欄の(2)(3)を参照
	重傷者	災害のため負傷し、1か月以上医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のある者。 (1) 死者の欄の(2)(3)を参照
	軽傷者	災害のために負傷し、1か月未満の医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のある者。 (1) 死者の欄の(2)(3)を参照
② 住家	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること (3) 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする
	世帯	生活を一つにしている実際の生活単位、寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	被全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。 (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない
被害	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも

# 【第5章関係】

		<p>ので、具体的には、損壊部分が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1)被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない</p>
	一部破損	<p>全壊、半壊、床下浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>(1)被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない</p>
	床上浸水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>(1)被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない</p>
	床下浸水	<p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>(1)被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない</p>
被害区分		判 断 基 準
③	非住家被害	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。</p> <p>これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1)公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない</p> <p>(2)その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう</p> <p>(3)土蔵、物置とは、生活の主体をなす住家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う</p> <p>(4)被害額の算出は、住家に準ずる</p>
④	農業被害	<p>農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1)流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう</p> <p>(2)埋没とは、その筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上土砂が堆積した状態をいう</p> <p>(3)埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう</p> <p>(4)被害額の算出は、農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は参入しない</p>
	農作物被害	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水、倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1)浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう</p> <p>(2)倒伏とは風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう</p> <p>(3)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること</p>

# 【第5章関係】

	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路・橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、家畜、果樹（果実は含まない）、草地畜産物等をいう。
⑤	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	港湾	港湾法第2条第5項の規定に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港漁場整備法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
被害	公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽、いけがき）を除く）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園若しくは緑地に設けられたもの。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること

# 【第5章関係】

被害区分		判断基準
⑥ 水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1)港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う (2)被害額の算出は、被害漁船の再取得価格又は復旧額とする
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1)被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。 (1)被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする
	その他の施設	上記以外の施設で個人（団体、会社を含む）所有のものをいう。 (1)被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1)被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること
	⑦ 林業被害	林地
治山施設		既設の治山施設等をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
林道		林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
林産物		素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること
その他		苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他の施設（飯場、作業路を含む）等をいう。 (1)被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	火葬場	火葬場をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
⑧ 衛生被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする

# 【第5章関係】

⑩ 公立学校施設被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。） (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること	
⑪ 社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること	
⑫ 社会福祉施設等被害	老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること	
被害区分	判 断 基 準	
⑬ そ の 他	鉄道不通	自動車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	空 港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
他	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。	

# 【第5章関係】

様式1

年 月 日

オホーツク総合振興局長 様

訓子府町長

⑩

## 自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり緊急措置が必要なので自衛隊の災害派遣を要請願います。

### 記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

# 【第5章関係】

様式2

年 月 日

オホーツク総合振興局長 様

訓子府町長 ⑩

自衛隊の撤収について

年 月 日付け「自衛隊の災害派遣要請」をもって要請した災害派遣については、所期の目的を達成したので、下記の日時をもって撤収願います。

記

撤収日時 年 月 日 時 分

# 【第5章関係】

様式1

(第 報)

## 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時: 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関名							
		担当者職氏名							
		連絡先							
災害の状況・派遣理由	覚 知								
	災害発生日時								
	災害発生場所								
	災 害 名								
災害発生状況・措置状況									
派遣を必要とする区域				希望する活動内容					
気象の状況									
離着陸場の状況	離着陸場名								
	特記事項	(照明、Hマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況(障害物等)ほか)							
必要とする資機材	現地での資機材確保状況								
	特記事項								
傷病者の搬送先	救急自動車等の手配状況								
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名								
	現場付近で活動中の航空機の状況								
現地最高指揮者	(機関名)			(職・氏名)					
無線連絡方法				(周波数)			H z		
その他参考となる事項									
搭乗者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢	備 考

# 【第5章関係】

様式1

登録（車両）番号

**緊急**

有効期限 年 月 日

15

21

- 備考 1 色彩は、年号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を示す部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式2

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		北海道知事 ㊟ 北海道公安委員会 ㊟
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	
	氏名	
通行日時		
通行経路		出発地
		目的地
備考		

備考 用紙は、日本産業規格A5とする

# 【第5章関係】

様式1号

世帯構成員別被害状況

年 月 日現

在

世帯構成員別 被害別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人 世帯	7人 世帯	8人 世帯	9人 世帯	10人 世帯	計	小学校	中学校
全壊(焼)													
流失													
半壊(焼)													
床上浸水													



# 【第5章関係】

様式3号

## 物 資 支 払 簿

品 名	年 月 日	摘 要	受	払	残	備 考
		計 道調達分 町調達分				



## 【第5章関係】

(参考) 昭和37年自治省告示第118号(災害派遣手当の額の基準)

基本法施行令第19条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設(一日につき)	その他の施設(一日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

# 【第8章関係】

## ■指定防火対象物（消防法施行令第36条別表1に掲げる本町の防火対象物）

項		用 途	防火対象物
1	イ	劇 場 ・ 映 画 館	
	ロ	公 会 堂 ・ 集 会 場	9
2	イ	キ ャ バ レ ー 、 カ フ ェ 等	
	ロ	遊 技 場 又 は ダ ン ス ホ ー ル	1
	ハ	フ ァ ッ シ ョ ン ヘ ル ス ・ イ メ ク ラ 等	
	ニ	カ ラ オ ケ ボ ッ ク ス ・ 個 室 ビ デ オ	
3	イ	待 合 ・ 料 理 店	1
	ロ	飲 食 店	7
4		百 貨 店 ・ 物 品 販 売 店	9
5	イ	旅 館 ・ ホ テ ル ・ 宿 泊 所	1
	ロ	寄 宿 舎 ・ 下 宿 ・ 共 同 住 宅	34
6	イ	病 院 ・ 診 療 所 ・ 助 産 所	2
	ロ	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 等	4
	ハ	老 人 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー ・ 保 育 園 幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園 等	2
	ニ	幼 稚 園 ・ 特 別 支 援 学 校	
7		各 種 学 校	4
8		図 書 館 等	2
9	イ	蒸 気 ・ 熱 気 浴 場 の 類	
	ロ	一 般 の 公 衆 浴 場 の 類	1
10		車 両 の 停 車 場	
11		神 社 ・ 教 会 の 類	8
12	イ	工 場 ・ 作 業 場	25
	ロ	映 画 ・ テ レ ビ ス タ ジ オ	
13	イ	自 動 車 車 両 駐 車 場	5
	ロ	飛 行 機 又 は 回 転 翼 の 格 納 庫	
14		倉 庫	34
15		前 各 項 に 該 当 し な い 事 業 所	33
16	イ	特 定 複 合 用 途 防 火 対 象 物 1 ～ 4 項 5 項 イ 6 ・ 9 項 イ が 在 す る も の	10
	ロ	イ に 掲 げ る 複 合 用 途 防 火 対 象 物 以 外 の 複 合 用 途 防 火 対 象 物	2
合 計			194

うち4階以上の建物 なし 3階以上の建物 JAきたみらい訓子府地区事務所

# 【第9章関係】

## 北海道災害義援金募集委員会会則

(目的)

第1条 本委員会は災害による被災者を救援するため、災害救助法第15条第2及び北海道地域防災計画第10章第2節第4に基づき、北海道における災害義援金の募集に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は北海道災害義援金募集委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(事務局)

第3条 委員会の事務局は日本赤十字社北海道支部(以下「日赤道支部」という。)に置く。

(組織)

第4条 委員会は第1条の目的に賛同し、協力する機関又は団体(以下「構成団体」という。)をもって組織する。

(委員)

第5条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

(2) 委員会の会長は、日赤道支部長をもって充てる。

(3) 委員は会議に出席し事案を協議する。

(委員会)

第6条 委員会は会長が必要と認めるとき、又は委員の要請に基づき会長が招集する。

(2) 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(3) 会長事故あるときは、予め会長が指名した者が代理する。

(募集要綱等)

第7条 義援金募集要綱は別紙要綱骨子に拠るものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

(運営)

第8条 委員会の運営に必要な庶務並びに経費は日赤道支部において措置する。

(意見の聴取)

第9条 委員会は第1条の目的を達成するため、必要に応じて関係行政機関から意見を求めることができる。

(附則)

第10条 この会則は平成19年5月30日から実施する。

北海道災害義援金募集(配分)委員会会則(昭和57年9月1日制定)は廃止する。

「参考」

本委員会が実施する義援金募集業務は、災害救助法第16条に基づき北海道知事から救助又は応援の実施について委託(注)を受けている日本赤十字北海道支部とその協力団体が実施するものであることから、寄託された義援金は法人税法第37条第3項第1号又は所得税法第78条第2項第1号に規定する寄付金に該当するものである。

(注) 医療・助産・死体の処理(埋葬及び死体の一時保存を除く)に関する委託協定

(昭和34年9月一日皓北海道知事乙日赤北海道支部長)

# 【第9章関係】

## 災害義援金募集事業要綱骨子

北海道災害義援金募集委員会会則第7条に定める要綱骨子は次のとおりとする。

- 1 義援金募集要綱名  
要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「〇〇災害義援金募集要綱」とする。
- 2 実施主体  
北海道災害義援金募集委員会とする。  
(事務局:日本赤十字社北海道支部)
- 3 構成団体  
委員会構成団体名を明記する。
- 4 趣旨  
都度委員会において定める。
- 5 義援金の種別  
募集する義援金は原則として現金とする。  
特定の個人・施設・団体及び地域に配分を指定する義援金又は有価証券等は特別の場合を除き募集しない。
- 6 募集期間  
都度委員会において定める。
- 7 損金等の取扱い  
委員会名をもって募集する義援金は税制上損金等の扱いになることを明記する。
- 8 義援金の受付窓口  
各構成団体(同地方組織を含む)の事務所に義援金受付窓口を設定するほか、委員会が開設する義援金口座への振込み又は街頭募金等による。
- 9 受領書の発行  
各構成団体が義援金を受領したときは、その団体の受付窓口において受領書を発行する。  
但し、寄託者が義援金の損金扱いを希望する場合は仮受領書を発行し、後刻委員会名の領収書(免税領収書)の発行手続きをとるものとする。  
(2) 街頭募金の場合は受領書は発行しない。
- 10 義援金の送金  
各構成団体において受付けた義援金は委員会が開設する義援金口座に随時送金するものとする。  
(2) 委員会口座に送金された義援金(預金利子を含む)は、募集期間終了後速やかに北海道災害義援金配分委員会が指定する口座に送金するものとする。なお、募集期間が長期に及ぶ場合は、募集期間終了前であっても、北海道災害義援金配分委員会と協議の上送金することができるものとする。
- 11 広報・周知  
義援金募集の一般への広報・周知は委員会名をもって新聞・ラジオ・テレビ等を通じて広報するほか、各構成団体においては、立看板、懸垂幕、ビラ、その他団体が有する広報手段をもって周知する。  
(2) 義援金の募集成績は概ね1ヵ月2回程度集計し、その都度委員会名をもって新聞、ラジオ、テレビその他の方法により公表する。
- 12 義援品の取り扱い  
義援品は原則として取扱わない。
- 13 経費  
各構成団体が義援金を募集するに当って必要とする諸経費については、その団体が負担する。
- 14 その他  
本要綱骨子に定めるものの外必要な事項は委員会において定める。